

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

A 算定期間回数制限

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
貸与開始月	福祉用具貸与 (特地加算・小規模加算・中山間加算)	サービス開始年月に1回のみ算定可能	貸与開始月に算定可能な加算の合計が制限回数を超えています	それぞれ別の福祉用具貸与を開始して算定しているか／実日数の記載誤りでないか
入所日から	GH、福祉施設、保健施設、小規模、地域福祉施設、定期巡回、看護小規模、医療院(初期加算)、 <u>特定施設、地域特定施設(退院退所時連携加算)</u>	入所年月日から30日以内で最大30回算定可能(30日を超える医療機関への入院後に再入所した場合も同様)(過去3月の入所なし、認知症高齢者自立度ランクⅢ、ⅣまたはMの場合は過去1月の入所なし)	入所(居)日・入院日から算定可能な加算の合計が制限回数を超えています	30日超の病院又は診療所への入院後に再入所した場合か／日常生活自立度はⅢ以上か
	介護療養型医療施設(初期加算)	入所年月日から30日以内で最大30回算定可能	入所(居)日・入院日から算定可能な加算の合計が制限回数を超えています	30回超の請求をしていないか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

A 算定期間回数制限

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
退所につき	退所時加算 訪問看護指示加算 退院時共同指導加算	退所時に1回算定可能 (退院時共同指導加算については2回算定可能)	退所(院)につき算定可能な加算の合計が 制限回数を超えています	制限回数を超えていないか
			介護保険施設を退所した実績がありません	退所しているか、病院又は診療所への入院があるか
	退院時共同指導加算	退所または退院につき2回算定可能	介護保険施設の入所実績がありません	病院又は診療所への入院があるか
			施設退所後、既に訪問看護、予防訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護または看護小規模多機能型居宅介護を算定しています	施設退所後に初回の訪問看護サービスを実施した場合か
			退所(院)につき算定可能な加算の合計が 制限回数を超えています(1事業所での回数超過)	制限回数を超えていないか
			退所(院)につき算定可能な加算の合計が 制限回数を超えています(複数事業所での回数超過)	制限回数を超えていないか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

A 算定期間回数制限

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
最大連続入所日数	短期入所	連続して30日を超える場合算定不可	短期入所の連続日数が30日を超えている可能性があります(1事業所での日数超過)	請求日数が連続30日を超えていないか
			短期入所の連続日数が30日を超えている可能性があります(複数事業所の日数超過)	請求日数が連続30日を超えていないか いずれの請求が誤りか
	短期生活長期利用減算	長期利用者に対して短期入所を利用する場合は減算が必要	短期生活長期利用者減算の対象となる可能性があります	請求日数が自費利用を挟み連続30日を超えていないか 減算対象の日数分減算されているか
退所につき(入所1月超) 退所につき又は1月につき	保健施設、医療院 (退所時加算、退所前連携加算) 福祉施設、地域福祉施設(退所前連携加算)	入所期間が1ヶ月を超えている場合に、退所時に1回(退所時指導加算は2回)算定可能	退所(院)につき算定可能な加算の合計が制限回数を超過しています	30日を超える入所(院)があるか
			試行的退所時指導加算を複数回算定しています	試行的な退所を行った場合か 2回以上算定していないか
	介護療養型医療施設 (退院時加算、退院前連携加算)	入院期間が1ヶ月を超えている場合に、退所時に1回算定可能	退所(院)につき算定可能な加算の合計が制限回数を超過しています	制限回数を超過していないか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

A 算定期間回数制限

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
新規計画作成時	居宅支援(初回加算) 予防支援(初回加算)	以下のいずれかに該当する場合に算定可能 <居宅介護支援> ・新規(過去2月同一事業所からの請求がない)に居宅サービス計画を作成 ・要介護状態区分が2区分以上変更 <介護予防支援> ・新規(過去2月同一事業所からの請求がない)に介護予防サービス計画を作成	過去に居宅サービス計画費を算定していません	過去2月に当該サービスの請求を算定していないか 要介護状態区分が2区分以上変更があった利用者か
	訪問介護(初回加算)	以下のいずれかに該当する場合に算定可能 ・訪問介護サービス提供責任者数が1以上の事業所 ・新規(過去2月同一事業所からの請求がない)に訪問介護を実施	都道府県から訪問介護サービス提供責任者数の届出がありません	請求事業所のサービス提供責任者の状況を確認
	訪問看護(初回加算)	新規(過去2月同一事業所からの請求がない)に訪問看護を実施	過去に訪問介護(介護予防訪問介護)を算定しています	過去2月に当該サービスの請求を算定していないか
短期集中リハビリテーション	訪問リハ (短期集中リハ加算) 通所リハ (短期集中個別リハ加算)	病院・施設等の退院(所)日または認定日から3月以内に算定可能	過去に訪問看護(介護予防訪問看護)を算定しています	過去2月に当該サービスの請求を算定していないか
	老健施設 (短期集中リハ加算)	<短期集中リハ加算> 入所日から3月以内に算定可能 (過去3月の入所なし)	退院(所)日又は認定日から3ヶ月超の場合に請求している可能性があります	リハビリテーション実施日が利用条件(退院日または認定日から3月以内)を満たしているか 医療機関の退院後であるか確認 摘要欄の記載内容を確認
	老健施設 (認知症短期集中リハ加算)	<認知症短期集中リハ加算> 入所日から3月以内に算定可能 (過去3月に算定なし)	入所日から過去3ヶ月以内に施設に入所しています	入所から3月以内であるか 過去3月間に当該施設に入所(当該加算を算定)していないか
			過去3ヶ月以内に認知症短期集中リハ加算を算定しています	入所から3月以内であるか 過去3月間に当該施設に入所(当該加算を算定)していないか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

A 算定期間回数制限

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
通所リハにおけるリハビリ	通所リハ (生活行為向上リハ加算)	利用を開始した日の属する月から3月以内の場合は通所リハ生活行為向上リハ加算1を、3月超6月以内の場合は通所リハ生活行為向上リハ加算2を算定可能	通所リハ生活行為向上リハ加算1が3ヶ月超継続している可能性があります	リハビリテーション実施日が利用条件(利用開始日の属する月から3月以内/3月超6月以内)を満たしているか
			通所リハ生活行為向上リハ加算2が3ヶ月超継続している、または、加算1と加算2が合算して6ヶ月超継続している可能性があります	
	通所リハ (リハマネ加算Ⅱ1、リハマネ加算Ⅲ1、リハマネ加算Ⅳ1)	利用者の同意を得た日の属する月から6月以内に算定可能	通所リハマネジメント加算が6ヶ月超継続している可能性があります	リハビリテーション実施日が利用条件(同意日の属する月から6月以内)を満たしているか
通所リハ (リハ継続減算)	生活行為向上リハ加算を算定し、通所リハを終了した日の属する月の翌月から6月以内に通所リハを利用する場合は減算が必要	「生活行為向上リハビリテーション実施加算の実施後に通所リハビリテーションを継続した場合の減算」の対象となる可能性があります	通所リハを終了した日の属する月の翌月から6月以内に通所リハが算定されている場合、生活行為向上リハ加算を算定した期間分、通所リハが減算されているか	

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

A 算定期間回数制限

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
死亡日前	施設(看取り介護加算)	死亡日以前該当するサービスコードの制限回数を上限として算定可能(死亡月にまとめて算定)	看取り介護加算が複数回算定されています	複数月で算定していないか
			看取り介護加算が複数回算定されています	複数月で算定していないか
	認知症対応型共同生活介護(看取り介護加算)	死亡日以前該当するサービスコードの制限回数を上限として算定可能(死亡月にまとめて算定) (医療連携体制加算の算定あり)	医療連携体制加算が算定されていません	医療連携体制加算が算定されているか
			看取り介護加算が複数回算定されています	複数月で算定していないか
	特定施設、地域特定施設(看取り介護加算)	死亡日以前該当するサービスコードの制限回数を上限として算定可能(死亡月にまとめて算定) (夜間看護体制の算定あり)	医療連携体制加算が算定されていません	医療連携体制加算が算定されているか
			夜間看護体制加算が算定されていません	夜間看護体制加算が算定されているか
	小規模多機能型居宅介護 (看取り連携体制加算)	死亡日以前該当するサービスコードの制限回数を上限として算定可能(死亡月にまとめて算定)	看取り連携体制加算が複数回算定されています	複数月で算定していないか 看護職員配置加算(I)が算定されているか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

A 算定期間回数制限

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
入所(院)中	保健施設認知症情報提供加算、退所前訪問相談援助加算、地域連携診療計画加算、訪問指導加算 居宅支援退院退所加算	入所中に1回算定可能 一定の入院・入所期間に当たって、病院・施設と居宅サービス計画を新規に作成した月に算定可能 ただし、初回加算または在宅入所相互利用加算を算定する場合は算定不可	入所(院)中に算定可能な加算の合計が制限回数を超えています	入所中に2回以上算定していないか
			介護保険施設を退所した実績がありません	退所しているか、病院又は診療所への入院があるか
			介護保険施設の入所実績がありません	病院又は診療所への入院があるか
			施設入所時に在宅入所相互利用加算を算定しています	
		施設退所後既に居宅サービス計画費を算定しています		
退所(居)日から2週間以内	GH、福祉施設、地域福祉施設(退所(居)時相談援助加算)	入所(院)期間が1ヶ月を超えている場合に、退所(居)日から2週間以内に1回算定可能	退所(居)日から2週間以内に算定可能な加算の合計が制限回数を超えています	入所(院)期間が1月以下ではないか 2回以上算定していないか
小規模多機能型に対する情報提供	居宅介護支援(小規模多機能型連携加算)	当月または翌月に小規模多機能型サービスが算定されている場合に算定可能 (過去6ヶ月小規模多機能型連携加算の算定なし)	当月又は翌月に小規模多機能型居宅介護サービスの実績がない又は過去6ヶ月に小規模多機能型連携加算の算定があります	当月又は翌月に小規模多機能型居宅介護サービスの実績があるか 過去6ヶ月以内に当該加算を算定していないか
看護小規模多機能型に対する情報提供	居宅介護支援(看護小規模多機能連携加算)	当月または翌月に看護小規模多機能型サービスが算定されている場合に算定可能 (過去6ヶ月看護小規模多機能連携加算の算定なし)	当月又は翌月に複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護サービス)の実績がない又は過去6ヶ月に複合型サービス(看護小規模多機能)連携加算の算定があります	当月又は翌月に看護小規模多機能型居宅介護サービスの実績があるか 過去6ヶ月以内に当該加算を算定していないか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

A 算定期間回数制限

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
協力医療機関等への情報提供	特定施設、地域特定施設(医療機関連携加算)	特定施設サービスが14日以上算定がある場合に算定可能(特定施設サービス及び予防特定施設サービスの算定がされている場合は合算で14日以上ある場合に算定可能)	特定施設の請求が14日未満の場合に請求しています	特定施設サービスを14日以上算定しているか
退所(院)後30日以内	退所後加算	退所後30日以内に1回算定可能	退所(院)後30日以内に算定可能な加算の合計が制限回数を超えています(「日数/回数」合計が"2"以上)	制限回数を超えていないか
サービス提供開始後6月	居宅療養管理指導(看護職員等)	サービス提供開始後6月に2回算定可能	認定有効期間開始年月日又は居宅サービス計画費作成届出年月日から6月超に算定しています	サービス実施日を確認 摘要欄の記載内容を確認
			サービス提供開始後6月に算定可能な加算の合計が制限回数を超えています	制限回数を超えていないか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

A 算定期間回数制限

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
入所期間3月を超える場合の利用可能期間(月)	在宅入所相互利用加算	入所から3月内に算定可能	入所日から3ヶ月超の場合に請求している可能性があります	サービス実施日を確認
			入所日から3ヶ月超で請求しています	入所日から3ヶ月を超えていないか
3月につき	訪問リハ、通所リハ (リハマネジメント加算 IV) ※H30年4月サービス以降	3月に1回を限度として算定可能	過去2ヶ月以内にリハビリテーションマネジメント加算(IV)を算定しています	過去2ヶ月に当該サービスの請求を算定していないか
	保健施設、福祉施設、地域福祉施設 (褥瘡マネジメント加算) ※H30年4月サービス以降	3月に1回を限度として算定可能	過去2ヶ月以内に褥瘡マネジメント加算を算定しています	過去2ヶ月に当該サービスの請求を算定していないか
6月につき	栄養スクリーニング加算 ※H30年4月サービス以降	利用開始時及び利用中6月ごとに算定可能 ただし、別事業所で算定済みの場合は算定不可	過去5ヶ月以内に栄養スクリーニング加算を算定しています	過去5ヶ月に当該サービスの請求を算定していないか
再入所につき	再入所時栄養連携加算 ※H30年4月サービス以降	入所者1人につき1回を限度として算定可能	過去に再入所時栄養連携加算を算定しています	過去に当該サービスの請求を算定していないか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

A 算定期間回数制限

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
特定診療費・特別療養費・ 特別診療費 (初期入院)	特定診療費・特別療養費・ 特別診療費 @05 (初期入院診療管理)	入院後6ヶ月以内に最大2回算定可能 (過去3月の入所なし、認知症高齢者自立度ランクⅢ、 ⅣまたはMの場合は過去1月の入所なし)	入院日から過去3ヶ月以内に同じ施設に入 所しています	認知症高齢者自立度ランクがⅢ、Ⅳ又はM に該当するか
			初期入院診療管理の合計が制限回数を超 えています	
特定診療費・特別診療費 (リハビリ計画)	特定診療費・特別診療 費 @20、@27 (リハビリ計画加算)	病院・施設等を退院・退所した日または要介護(要支 援)認定を受けた日から初めて利用した月に限り1月に1 回算定可能	リハビリ計画加算の合計が制限回数を超え ています	再入所、又は、再認定された場合か
特定診療費・特別診療費 (短期集中リハ)	特定診療費・特別診療 費 @52 (短期集中リハ加算)	入所日から3ヶ月以内に算定可能 (過去3月の入所なし)	入院日から過去3ヶ月以内に同じ施設に入 所しています	入院して3月以内か 過去3月間に当該施設に入院していないか
	特定診療費・特別診療 費 @55 (認知症短期集中リハ加 算)	入所日から3ヶ月以内に算定可能 (過去3月に算定なし)	過去3ヶ月以内に認知症短期集中リハ加算 を算定しています	入院して3月以内か 過去3月間に当該加算を算定していないか

※ 訪問リハ・通所リハ 短期集中リハビリテーション実施加算の「退院(所)日、又は認定日」については、退院(所)後に認定が行われた場合、
認定日が起算点になり、逆の場合は退院(所)日が起算点になります。

なお、『認定日＝認定有効期間の初日』となります。(認定日は「認定結果が下りた日」ではありませんのでご注意ください。)

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

B 重複請求縦覧確認

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
サービス種類間の重複	月包括報酬を含む場合	サービスの合計日数が受給可能日数を超えない	複数サービスの合計日数が受給可能日数を 超えている、又は同時算定不可なサービ スが存在します	いずれの請求が誤りか
	月包括報酬を含まない 場合			
	施設、特定施設、GH			

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

B 重複請求縦覧確認

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
居宅療養管理指導重複	居宅療養管理指導 (医師・歯科医師)	医師または歯科医師の各々において月2回を限度	居宅療養管理指導の合計回数が制限回数を超えています(1事業所での日数超過)	算定可能回数を超えて算定していないか
	居宅療養管理指導 (医師)	月2回を限度		
	居宅療養管理指導 (歯科医師)	月2回を限度		
	居宅療養管理指導 (薬剤師)	医療機関の薬剤師は月2回を限度 薬局の薬剤師は月4回を限度 (末期の悪性腫瘍の者の場合は8回を限度)		
	居宅療養管理指導 (管理栄養士)	月2回を限度		
	居宅療養管理指導 (歯科衛生士)	月4回を限度		
	居宅療養管理指導 (看護職員等)	月2回を限度		
			居宅療養管理指導の合計回数が制限回数を超えています(複数事業所での日数超過)	いずれの請求が誤りか 算定可能回数を超えて算定していないか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

B 重複請求縦覧確認

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
1人1事業所のみ算定可	訪問看護、定期巡回、 看護小規模 (緊急時訪問看護加算)	1人1事業所のみ算定可能	1事業所のみ算定可能な緊急時訪問看護 加算が同一事業所から複数様式請求され ています	同一事業所から複数様式で請求していない か
		1人1事業所のみ算定可能	1事業所のみ算定可能な緊急時訪問看護 加算が複数事業所から請求されています	複数の事業所から請求していないか
	訪問看護、定期巡回、 看護小規模 (特別管理加算)	1人1事業所のみ算定可能	1事業所のみ算定可能な特別管理加算が 同一事業所から複数様式請求されています	同一事業所から複数様式で請求していない か
		1人1事業所のみ算定可能	1事業所のみ算定可能な特別管理加算が 複数事業所から請求されています	複数の事業所から請求していないか
	訪問看護、定期巡回、 看護小規模 (ターミナルケア加算)	1人1事業所のみ算定可能	1事業所のみ算定可能なターミナルケア加 算が複数事業所から請求されています	複数の事業所から請求していないか
	外部サービス上限単位数	特定施設、予特定施設 外部サービス利用型	外部利用型上限単位数以内	外部利用型サービスの合計が外部サービ ス利用型上限単位数を超えています(1事 業所)
外部利用型上限単位数以内			外部利用型サービスの合計が外部サービ ス利用型上限単位数を超えています(複数 事業所)	複数の事業所から請求していないか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

C 居宅介護支援確認

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
サービス実施有無	居宅支援、予防支援	サービス計画費は、利用実績があり、給付管理票を作成した場合に算定可能	サービス計画費の請求はあるが、介護サービスの給付実績がありません	利用実績があるか、月遅れ請求ではないか 総合事業サービスの実績がある場合、介護予防ケアマネジメント費ではないか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

D 単独請求明細書順受付審査

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
入所日から	小規模、定期巡回、看護 小規模(初期加算)	開始年月日から30日以内で最大30回算定可能	開始年月日から30日超で請求している可能性があります(開始年月日が未設定の場合)	開始年月日を確認
			開始年月日から30日超で請求している可能性があります(開始年月日が未設定以外の場合)	開始年月日を確認
	認知症緊急対応加算 緊急短期入所受入加算	入所年月日から30日以内で最大7回(短期入所生活介護緊急短期入所受入加算は14回)算定可能	認知症緊急対応加算と緊急短期入所受入加算が同時に算定されています	再入所した場合か
退所(院)につき	退院時共同指導加算	退所または退院につき2回算定可能	初回加算を同時に算定しています	いずれの請求が誤りか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

D 単独請求明細書順受付審査

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
退院退所加算	居宅介護支援 (退院退所加算)	一定の入院・入所期間に当たって、病院・施設と居宅サービス計画を新規に作成した月に算定可能 ただし、初回加算または在宅入所相互利用加算を算定する場合は算定不可	初回加算を同時に算定しています	要介護状態区分が2区分以上変更された場合か
退所につき(入所1月超) 退所につき又は1月につき	保健施設・医療院 (退所時加算、退所前連携加算) 福祉施設、地域福祉施設 (退所前連携加算)	入所期間が1ヶ月を超えている場合に、退所時に1回 (退所時指導加算は2回)算定可能	入所期間が1ヶ月以下の場合に請求しています	30日を超える入所があるか
	介護療養型医療施設 (退院時加算、退院前連携加算)	入院期間が1ヶ月を超えている場合に、退所時に1回算定可能	入院期間が1ヶ月以下の場合に請求している可能性があります	医療機関における入院と通算して1月を超えるか

介護給付適正化縦覧審査等における疑義理由早見表

D 単独請求明細書順受付審査

2018/11/1

区分	主な対象サービス (予防を含む)	報酬算定上の制限	縦覧審査確認表出力内容	
			出力事由(説明文)	事業所の確認作業
短期集中リハビリテーション	老健施設 (短期集中リハ加算)	<短期集中リハ加算> 入所日から3月以内に算定可能 (過去3月の入所なし)	入所日から3ヶ月超で請求している可能性 があります(入所日から指定サービス提供 年月までが3ヶ月目)	リハビリテーション実施日を確認 摘要欄の記載内容を確認
			入所日から3ヶ月超で請求している可能性 があります(入所日から指定サービス提供 年月までが3ヶ月超)	再入所しているか 摘要欄の記載内容を確認
	老健施設 (認知症短期集中リハ加算)	<認知症短期集中リハ加算> 入所日から3月以内に算定可能 (過去3月に算定なし)	入所日から3ヶ月超で請求している可能性 があります(入所日から指定サービス提供 年月までが3ヶ月目)	リハビリテーション実施日を確認 摘要欄の記載内容を確認
			入所日から3ヶ月超で請求している可能性 があります(入所日から指定サービス提供 年月までが3ヶ月超)	再入所しているか 摘要欄の記載内容を確認
退所(居)日から2週間以内	GH、福祉施設、地域福祉施設(退所(居)時相談援助加算)	入所(院)期間が1ヶ月を超えている場合に、退所(居)日から2週間以内に1回算定可能	入所(居)日から1ヶ月以下に算定しています	
特定診療費・特別診療費 (短期集中リハ)	特定診療費・特別診療費 @52 (短期集中リハ加算)	入所日から3月以内に算定可能 (過去3月の入所なし)	入所日から3ヶ月超で請求している可能性 があります(入所日から指定サービス提供 年月までが3ヶ月目)	リハビリテーション実施日を確認
			入所日から3ヶ月超で請求している可能性 があります(入所日から指定サービス提供 年月までが3ヶ月超)	再入所しているか
	特定診療費・特別診療費 @55 (認知症短期集中リハ加算)	入所日から3月以内に算定可能 (過去3月に算定なし)	入所日から3ヶ月超で請求している可能性 があります(入所日から指定サービス提供 年月までが3ヶ月目)	リハビリテーション実施日を確認
			入所日から3ヶ月超で請求している可能性 があります(入所日から指定サービス提供 年月までが3ヶ月超)	再入所しているか